

児童手当について

児童手当の現況届について

現況届は毎年6月1日時点で児童手当を受給している方について、手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。

令和4年6月の児童手当制度の変更により、公簿などで現況を確認できる場合は、原則現況届の提出が不要です。

ただし、次の条件に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住市区町村と異なる方
- ④ 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ⑤ その他、赤平市から提出の案内があった方

※現況届の提出が必要な方には赤平市から案内を郵送します。

※現況届が届いた方は、現況届を提出しないと6月分以降の手当を受け取ることができませんので、ご注意ください。



児童手当の支給日などについて

今回の児童手当の定期支給日は、令和5年6月5日(月)です。

令和5年10月定期支給から、支払通知書の送付を廃止いたします。支給日以降に記帳するなどしてご確認くださいますようお願いいたします。

＜支給月一覽＞

支給月	支給対象
6月	2月、3月、4月、5月分
10月	6月、7月、8月、9月分
翌年2月	10月、11月、12月、翌年1月分

各支払月の5日に支給します。

※転出などで受給資格が消滅した場合や、要書類の提出が遅れた場合は、支給日は右記と異なる場合があります。

※支払日が金融機関の休業日の場合などは、直前の営業日が振込日となります。

＜支給額＞

児童の年齢など		児童手当の額 (1人当たりの月額)
0歳から3歳未満		15,000円
3歳から小学校 終了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。



【問合せ】
こども未来・医療給付係
☎ 32-2216